



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

**福岡県青色申告会連合会**

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## 平成27年1月より 会計ソフト「ブルーリターンA」が 自動でアップデートされるようになります

青色申告会では、ブルーリターンAをより便利にお使いいただくために、インターネットを活用した新サービスを開始します。平成27年1月よりインターネット環境のもとでライセンスキー認証(詳細は下記参照)をおこなった場合、次のようなサービスをご利用いただけるようになります。



### ◆ ソフトの自動アップデート(更新)

平成27年1月に利用者へCDでバージョンアップ版ソフト(ブルーリターンA 2015)をお届けします。

その後は利用者のみなさまがソフトを起動するだけで、自動アップデート(更新)機能により、常に最新のソフトを利用することができます。毎年1月にお届けしていたCDからインストールする手間がなくなります。

### ◆ タイムリーに情報を配信

バージョンアップ日程や税制改正、機能改善の内容、利用上の留意点など、充実した情報をメールまたはFAXでタイムリーにお届けします。

### ◆ 過年度ソフトがいつでも利用可能

ブルーリターンA 2015以降のソフトは過年度ソフトとしてインターネットからダウンロードできます。CDがなくてもプログラムのアンインストールや再インストールを必要に応じていつでもおこなえます。

### ◆ 最新のお知らせ表示

スタートメニュー画面に保守契約期限やブルーリターンAに関する様々な情報が表示され、必要な情報をいつでもご覧になれます。

※インターネット環境でご利用いただく方は、平成27年1月のバージョンアップ版ソフトの送付をもってCDの配布を終了します。インターネット環境のない方については、当面の間、従来どおりCDによるバージョンアップ版ソフトを送付いたします。

※インターネット未接続もしくは「ライセンスキー」未登録の方は、上記の機能をご利用いただけません。

### 〈ライセンスキー認証とは〉

ソフトのインストール時に、手間をかけずにすぐに利用できるよう、インターネットによる自動認証の仕組みを設けます。

平成27年1月にお届けするCDとともに「ライセンスキー(番号)」を送付します。初回起動時に表示される画面の指示に従い、ライセンスキーとメールアドレスまたはFAX番号の登録が完了すると、新サービスが利用可能になります。インターネット環境がない方は、従来通りキーコード認証が必要です。

## 個人事業税 納付期限の お知らせ

平成25年分所得税の申告書を提出された方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、下記の期日までに納めて下さい。納めた事業税は経費(租税公課)になります。

なお、事業税額等でご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせ下さい。

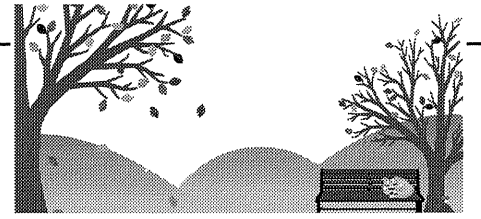
個人事業税 第1期	納付期限	9月1日(月)
個人事業税 第2期	納付期限	12月1日(月)

※ 年税額が1万円以下の場合、9月1日までに全額納付となります。



# 話題のふるさと納税とは？

みなさま、「ふるさと納税をするとお得ですよ。」と耳にしたことはありませんか？  
ふるさと納税とは、都道府県・市区町村に対して寄付(ふるさと納税)をすると、寄付金額のうち2,000円を超えた部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されるという制度です。控除の内容は次のとおりです。



## 控除の内容(控除額は①～③の合計です)

- ① 所得税：(寄付金額2,000円)×所得税率(0%～40%)
  - ② 個人住民税(基本分)：(寄付金額-2,000円)×10%
  - ③ 個人住民税(特例分)：(寄付金額-2,000円)×(90%-所得税率(0%～40%))
- ※1 寄付金額が、所得税の場合は総所得金額等の40%、個人住民税(基本分)の場合は同30%を超えた部分は、控除の対象から除外されます。  
 ※2 所得税率は平成26年度～平成50年度までは復興特別所得税を加算した率とします。  
 ※3 ①②により控除できなかった寄付金額を③により全額控除します。ただし、住民税所得割額(=おおむね下の申告書「ココ!」の金額×10%)の10%を限度とします。

以上のとおり計算式は少し複雑ですが、実質的な追加負担が2,000円で、所得税・個人住民税が減額されることとなります。具体的に下のモデルケースで考えてみましょう。

### ☆モデルケース

課税される所得金額(下の申告書「ココ!」の金額)が150万円の個人事業者が1万円の寄付をした場合

寄付金額 10,000円

適用下限額 (自己負担) 2,000円	1 所得 税	2 個人 住民 税(基本分)	3 個人 住民 税(特例分)
	(10,000円-2,000円)×5%=400円	(10,000円-2,000円)×10%=800円	(10,000円-2,000円)×(90%-5%)=6,800円

← 確定申告をすることで引いてもらえる所得税・住民税の合計額 8,000円 →

### 【特 典】

ふるさと納税をすると、寄付をした地方公共団体から、その地域の特産品等がプレゼントされる場合があります。寄付先は自分の生まれ故郷でなくても構わないので、複数の地方公共団体に寄付をすることもできます。(寄付をすると何がもらえるかは、ふるさとチョイス <http://www.furusato-tax.jp/>などのサイトで確認すると便利です。)

つまり寄付をすると、実質の自己負担額が2,000円で、寄付をした地方公共団体から特産品等を受け取ることができるのです!

### ただし…

- ・寄付金控除を受けるためには確定申告をする必要があります。
- ・寄付金はいったん先払いとなり、税金が減額されるのは寄付をした年の翌年になります。
- ・寄付をして受けられる控除の額には一定の限度があるため、実質の自己負担額が2,000円より多くなる場合もあります。効率よく控除を受けたいと思う方は、下の目安表をもとにシミュレーションした方がよいでしょう。なお、詳しい金額の計算は総務省ホームページ等ご参照ください。

平成 26 年分の確定申告書B (FA0029)

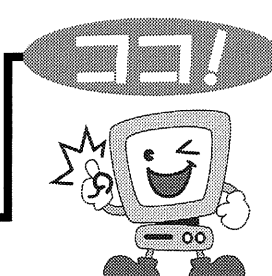
住所: 〒812-0932 福岡県福岡市東区...

所得金額: 8,000,000円

課税所得金額: 1,520,000円

税金: 76,000円

所得: 77,500円



【この表の見方】  
課税所得金額が100万円の方は、13,000円以下の寄付であれば自己負担額は最小の2,000円となるが、これ以上の寄付をすると自己負担額が増加していくというあくまでも目安です。

課税所得金額 (ココ!の金額)	寄付金額 の目安
50万円	7,000円
100万円	13,000円
150万円	19,000円
200万円	27,000円
300万円	39,000円
400万円	59,000円
500万円	73,000円

※住宅借入金等特別控除やその他の税額控除がある場合には必ずしも上記の計算通りにはなりません。ふるさとに貢献できて高級なお肉や果物がもらえるかも知れないふるさと納税制度、この機会にみなさんも検討してみませんか？

今月の行事予定日	行事内容	行事予定日	行事内容
8月4日(月)～8日(金)/19日(火)/21日(木)	講習会へ講師派遣のため、記帳確認等はできない場合がございます。来会のご予約の際にお問い合わせ下さい。	8月18日(月)	税務相談日
8月22日(金)/26日(火)/28日(木)/29日(金)		9月1日(月)	【該当者のみ】消費税の中間申告期限
8月8日(金)	祇園支部 納涼暑気払い(博多都ホテル12F・ビアホール)	9月1日(月)	【該当者のみ】個人事業税の第一期分納付期限
8月13日(水)～15日(金)	事務局お休みします。(お盆休み)	9月2日(火)	税務相談日

# 祇園支部NEWS

メール: info@aiiro-f.com  
 H P: <http://aiiro-fukuoka.seesaa.net/>  
 Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
 当会発信専用番号:070-5416-5221

## 編集後記

さて、私事ではございますが、一身上の都合により退職することになりました。ご挨拶の時間が取れず、申し訳ございませんでした。在職中は温かいご指導ご高配を頂き、厚くお礼申し上げます。皆様方には多年にわたり、大変お世話になりました。  
 末筆ながら皆様のご繁栄とご多幸をお祈り申し上げ、退職のご挨拶とさせていただきます。

事務局 寺山 匡士